

令和2年度 石川県職員(作業療法士)採用選考試験案内

令和2年9月8日
石川県

受付期間 令和2年9月8日(火)～令和2年10月29日(木)(10月29日までの消印有効)

試験日 令和2年11月15日(日)

令和2年度石川県職員(作業療法士)採用選考試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職種	採用予定人員	職務内容等
作業療法士	1名程度	知事部局(健康福祉部)の出先機関(病院)等における専門業務

2 受験資格

昭和56年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、作業療法士の免許を現に有する者又は令和3年3月までに実施される免許取得の国家試験に合格し、免許を取得する見込みの者

ただし、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 申込書請求先

ア 申込書は、石川県健康福祉部医療対策課で配布しています。

(当課ホームページからダウンロードすることも出来ます。)

イ 申込書を郵便で請求する場合は、返信用封筒(140円分の切手を貼った角形2号の封筒にご自分の郵便番号・住所・氏名を明記したものを)を同封のうえ、封筒の表に「作業療法士職員選考申込書請求」と朱書きして郵送してください。

(2) 申込書提出先

石川県健康福祉部医療対策課 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1(石川県庁9階)

(3) 申込方法

下記の書類を石川県健康福祉部医療対策課に提出してください。郵送する場合は、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に「作業療法士職員選考申込書在中」と朱書きしてください。

応募締切後11月7日(土)までに受験票を送付いたします。なお、11月7日までに受験票が到着しない場合は、必ず問い合わせてください。

ア 令和2年度石川県職員(作業療法士)採用選考試験申込書

イ 履歴書(本県で定めた様式によること。)

ウ 写真票及び受験票

エ 作業療法士免許証の写し(現に免許を有する者に限る。)

オ 大学(最終学歴)卒業(見込)証明書

カ 大学(最終学歴)成績証明書

4 試験の方法

試験種目	配点	内 容
教養試験(120分)	10点	公務員として必要な一般的知識及び能力について択一式による筆記試験を実施します。(40題)
論文試験(70分)	40点	課題に対する理解度、思考力及び文章による表現力並びに必要な専門的知識及び能力について論文試験を実施します。(800字程度)
面接試験	50点	主として人物について、個別面接により試験を行います。
適性検査	—	職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。

5 試験の日時及び場所

日時: 令和2年11月15日(日)午前9時30分から午後4時00分頃まで

場所: 石川県立中央病院(石川県金沢市鞍月東2丁目1番地) 中央病院へのアクセス <http://kenchu.ipch.jp/access/>

6 合格発表

令和2年12月中旬(予定)に受験者全員に合否の結果を通知します。

7 合格から採用まで

合格者は、原則として令和3年4月1日以降に採用されます。ただし、令和3年3月までに実施される免許取得の国家試験により作業療法士免許を取得できなかった者は採用資格を失います。

8 試験結果の開示

この試験結果については、石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり口頭で開示を請求することができます。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
試験不合格者	種目別得点、その合計点及び総合順位	合格発表の日から起算して1ヶ月間 (県の休日を除く日の午前 9時から午後5時まで)	石川県健康福祉部 医療対策課 (金沢市鞍月1-1)

(注1) 必要持参書類…受験票又は自動車運転免許証、旅券など官公署の発行する写真貼付の証明書

(注2) 電話、はがき等による請求及び本人以外の請求はできません。

9 給与等の待遇

(1) 初任給

令和2年度新規採用者の給料月額は、大学卒約194,500円、短大3年卒約183,100円です。この額は、金沢市内勤務の地域手当を加算した額になっています。今後、人事委員会勧告に基づき改定されることがあります。

また、職務経験など一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。

(2) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等

週休2日制(週38時間45分勤務制)となっています。

また、休暇は、年次有給休暇(年間20日、採用1年目は、採用月に応じ2~15日)のほか夏期休暇、結婚休暇、産前産後休暇などの特別休暇が付与されます。

そのほか、子が3歳に達するまで育児のために休業することができる育児休業制度などがあります。

(4) 福利厚生

健康の維持・増進のための各種健康診断、給付・貸付事業を行う共済制度及び互助会制度などがあります。

10 問い合わせ先

石川県健康福祉部医療対策課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1(石川県庁9階) TEL(076)225-1439

医療対策課ホームページ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/index.html>